

旅 費 規 程

社会福祉法人 千宏会
(令和08年01月01日)

旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千宏会就業規則第二〇条及び準職員就業規則第一七条の規定に基づき、旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、就業規則第二条及び準職員就業規則第二条に定める職員に対して適用する。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 前項の出張とは、職員が業務のため一時施設を離れて旅行することをいう。

3 出張は、理事長又はその委任を受けた者の発する命令又は依頼によって行わなくてはならない。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は次のとおりとする。

- (1) 航空賃
- (2) 船賃
- (3) 鉄道賃
- (4) 車賃
- (5) 日当
- (6) 宿泊料

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、実際に旅行した経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第6条 旅費は出張者の立替払いにより、帰任後計算し支払うものとする。ただし、概算によって仮払金の前渡しを受けることができる。

2 旅費の支給を受けようとする出張者及び概算払いに係る旅費の支給を受けた出張者でその精算をしようとするものは、所定の書式に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

3 出張者は、当該出張を完了した後速やかに前項の規定による旅費の請求手続をしなければならない。

(航空賃)

第7条 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

2 航空賃の額は、旅客運賃による。

(船賃)

第8条 船賃は水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

2 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

2 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃及び急行料金による。

- (1) 乗車による運賃
- (2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金

3 所属する施設の県内旅行の場合には、前各号の規定にかかわらず特別急行料金は支給しない。

(車賃)

第10条 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1km当たりの定額又は実費額により支給する。

2 車賃の額は、1kmにつき30円とする。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合においては、実費額によることができる。

3 車賃は、前路程を通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1km未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

5 施設所有の車両を利用して出張した場合は、車賃は支給しない。

(日当)

第11条 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。ただし、所属する施設の県内出張については支給しない。

2 日当の額は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 理事、評議員の職務にある者 | 2, 500円 |
| (2) 部長の職務にある者 | 2, 500円 |
| (3) 上記以外の職務にあるもの | 2, 000円 |

(宿泊料)

第12条 宿泊料は、実費により支給する。

2 国、県、事業団又は関係諸機関が主催する研修、大会等に参加する目的のために旅行

する場合で、指定された宿泊施設を利用する場合には、前項の規定にかかわらず指定の宿泊料実費を支給する。

(出張中の事故)

第13条 職員が出張中、負傷、疾病、天災、その他やむを得ない事故のため、途中で日程以上の滞在をした場合は、その間の宿泊料及び日当を支給する。

2 出張中用務の都合、不慮の事故その他特別の事由によって多額の出費を要し、所定の旅費をもって支弁できない場合は、事実を証明できるものに限ってその実費を支給する。

附 則

この規定は、平成15年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成17年 3月25日から施行する。

この規定は、平成21年 9月28日から施行する。

この規定は、令和08年01月01日から施行する。第10条キロ単価変更